

週休2日試行工事の間接工事費等の補正について

(適用工事)

第1条 沖縄県農林水産部が実施する農業農村整備事業、海岸保全整備事業(農地海岸)及び地すべり対策事業について適用する。

(工事費の積算)

第2条 間接工事費等の補正にあたっては、現場の閉所達成状況に応じて、各種補正係数を、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて精算変更時に割増し補正を行うものとする。なお、市場単価方式による週休2日の補正については、実施要領によるものとする。

| | 4週8休以上 〔 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 〕 |
|-----------|-------------------------------------|
| 労務費 | 1.02 |
| 機械経費(賃料) | 1.02 |
| 共通仮設費(率分) | 1.02 |
| 現場管理費(率分) | 1.05 |

2 補正方法

- 労務費＝労務費合計×週休2日補正係数
- 機械経費(賃料)＝機械経費(賃料)合計×週休2日補正係数
- 共通仮設費(率分)＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数
- 現場管理費(率分)＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

(留意事項)

第3条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。

附則

本通知は、令和6年10月1日から施行する。